

事務連絡

平成 28 年 4 月 15 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ジカウイルス感染症に係る対応について

標記については、平成 28 年 2 月 16 日付事務連絡により、地方衛生研究所での検査で陽性となった場合は、国立感染症研究所において確認検査を実施しているところですが、検査体制が整ったことから、本日以降、地方衛生研究所での PCR 検査で陽性となった場合は、原則、当該結果をもって検査結果を確定することとします。

ただし、地方衛生研究所で PCR 検査が陽性となった症例について、発症前 2 週間以内に流行地への渡航歴がなく国内感染を疑う場合（性行為による感染を含む。）は、当面の間、国立感染症研究所において最終確認のための検査を実施することとします。

つきましては、地方衛生研究所で PCR 検査が陽性となった症例について、国内感染を疑う場合は、国立感染症研究所への速やかな検体搬送の協力方をお願いします。

また、結核感染症課への情報提供については、輸入症例の場合は、地方衛生研究所における検査において陽性となった時点で、国内感染を疑う症例の場合は、地方衛生研究所における検査を実施する時点で、患者に関する情報（性別、年齢、滞在国、滞在期間、帰国日、居住都道府県、症状、蚊の刺咬歴等）を動物由来感染症指導係（電話番号 03—3595—2257）あてにご連絡いただくようお願いします。

なお、公表については、輸入症例の場合、地方衛生研究所における検査の確定後に、国内感染を疑う症例の場合、国立感染症研究所における最終確認の実施後に、それぞれ厚生労働省において事案の公表を行うため、公表までの間、情報の取扱いについて留意いただくとともに、各自治体での公表を行う際には、事前に当課と協議いただくようお願いします。